

承認第 5 号

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正に関する専決処分について

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分し
たので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 24 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市条例第 2 5 号

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 8
年山陽小野田市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている
職員に、別に定めるところにより支給する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

承認第5号参考資料

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(住居手当) <u>第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に、別に定めるところにより支給する。</u>	(住居手当) <u>第7条 住居手当は、次に掲げる職員に、別に定めるところにより支給する。</u> <u>(1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員</u> <u>(2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの</u>